

# 居宅介護支援向け 特定事業所加算ガイド

Powered by  カイポケ

## もくじ

---

- はじめに
- 特定事業所加算とは
- 加算要件
- 加算取得までの手続き
- Q&Aと留意事項通知等
- おわりに
  
- 出典・参照元

カイクエ

## ■はじめに

---

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

加算取得にあたっては、行政（指定権者）それぞれで書式や細かい運用が定められており、実際にご自身で事前相談されることが、実質上必須となります。

ただし、「事前相談するにも知識が無くて不安だ」「何から聞いてよいか分からない」といったお声がよくカイポケに届きます。逆に、行政に事前相談・問い合わせさえできれば、（実際の要件を満たし、取得の意思がある限り）加算を取得できるケースが多いように思われます。

そこで、本資料は、これから加算の取得を検討される方を対象に、行政への相談の前提となる大まかな知識を得て頂くことを目的とし作成しています。

## ■ 特定事業所加算とは

特定事業所加算は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価するために設けられました。

I～Ⅲの3種類があり、加算単位は以下の通りです。

※訪問介護でも同一名称の加算がありますが、本資料は居宅介護支援の特定事業所加算について説明します。

**特定事業所加算（Ⅰ）： 500単位**

**特定事業所加算（Ⅱ）： 400単位**

**特定事業所加算（Ⅲ）： 300単位**

## ■ 加算要件

特定事業所加算Ⅰ～Ⅲの要件を整理すると下表の通りです。

要件	要件の概要	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
人材要件	常勤専従の主任介護支援専門員の配置	2人以上	1人以上	
	常勤専従の介護支援専門員の配置	3人以上		2人以上
体制要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者情報等の伝達等を目的とした会議を定期的を開催する</li> <li>24時間連絡がとれる体制を確保し、利用者等の相談に対応できる体制を確保している</li> <li>事業所の介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している</li> <li>地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合でも、居宅介護支援を提供している</li> <li>運営基準減算または特定事業所集中減算の適用を受けていない</li> <li>介護支援専門員1名あたりの利用者数が40名未満である</li> <li>介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保している（平成28年度介護支援専門員実務研修受講試験合格発表の日から適用）</li> </ul>	必須		
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会に参加している	必須	不要	不要
重度対応要件	利用者の総数のうち、要介護3～5の割合が40%以上	必須	不要	不要

## ■ 加算取得までの手続き

特定事業所加算取得までの手続きは、行政（指定権者）により若干異なり、また、提出書類も多くあります。東京都の特定事業所加算Ⅰ（居宅介護支援）に関する届出書類を例に挙げますが、提出に当たっては、必ず事業所所在地を管轄する行政にご確認ください。

### 提出書類（提出期限：適用月の前月15日まで）

#### <特定事業加算共通>

- ① 加算様式1-11
- ② 特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）（加算様式2-11）
- ③ 主任介護支援専門員研修の修了証明書
- ④ 「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）」※従業員が主任介護支援専門員である場合は、その旨を備考欄に記載すること。
- ⑤ 利用者情報・サービス提供上の留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催を行うことが確認できる資料（例）会議次第、会議の出席表、議事録、運営規程等
- ⑥ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる資料
- ⑦ 介護支援専門員についての研修計画 ⇒「全体の研修計画書」及び「従業員ごと※の個別研修計画(※従業員数が多い場合は、見本として数件抽出したもの)
- ⑧ 地域包括支援センターから紹介された支援困難な事例を受け入れる体制が整備されていることを確認できる資料（例）地域包括支援センターとの連絡表、運営規程等
- ⑨ 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書（加算の算定の開始月の減算適用の有無が確認できるもの）
- ⑩ 介護支援専門員1人当たり（常勤換算方法による）の担当利用者数が40名未満であることが確認できる資料
- ⑪ 東京都介護支援専門員実務研修実習受入事業所の登録に関する同意書の写し

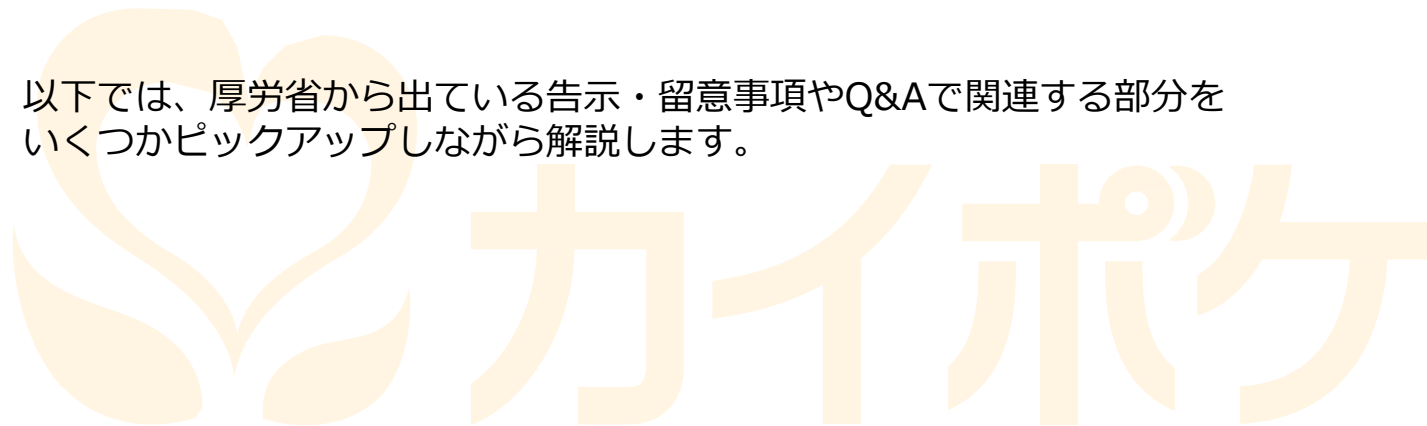
#### <Ⅰの場合、追加で求められるもの>

- ① 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であることが確認できる資料
- ② 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していることが確認できる資料

## ■ Q&Aと留意事項通知等

---

以下では、厚労省から出ている告示・留意事項やQ&Aに関連する部分をいくつかピックアップしながら解説します。



## ■ Q&Aと留意事項通知等

Q	A
<p>居宅介護支援事業費の特定事業所加算を取得した事業所は、毎月、「所定の記録」を策定しなければならないこととされているが、その様式は示されるのか。 18.3.27介護制度改革information vol.80平成18年4月改定関係Q&amp;A (vol.2)</p>	<p>別添①の標準様式(省略)に従い、毎月、作成し、2年間保存しなければならない。</p>
<p>加算の要件中「(6)当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。」とあり、「毎年度少なくとも年度が始まる三月前までに次年度の計画を定めなければならない」とあるが、各年4月に算定するにあたり、事業所は報酬算定にかかる届出までに研修計画を定めれば算定できるのか。 24.3.16事務連絡介護保険最新情報vol.267「平成24年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (Vol.1) (平成24年3月16日)」の送付について</p>	<p>算定できる。各年4月に算定するにあたっては、報酬算定に係る届出までに研修計画を定めることとなる。</p>
<p>特定事業所加算は、今般の改正により2段階から3段階へ見直しとなったが、特定事業所加算(Ⅰ)を算定している事業所が、引き続き特定事業所加算(Ⅰ)を算定する場合又は特定事業所加算(Ⅱ)を算定している事業所が、引き続き特定事業所加算(Ⅱ)を算定する場合は、体制等状況一覧表の届出が必要であるか。 27.4.1事務連絡介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (平成27年4月1日)」の送付について</p>	<p>特定事業所加算については、体制状況等一覧表と同時に特定事業所加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)を届け出る必要があり、今般の改正による算定要件等の見直しに即して、それぞれについて届出を必要とする。 また、新たに特定事業所加算(Ⅲ)を算定する事業所も、届出が必要である。</p>

次頁で  
ポイント  
解説





## ■ Q&Aと留意事項通知等

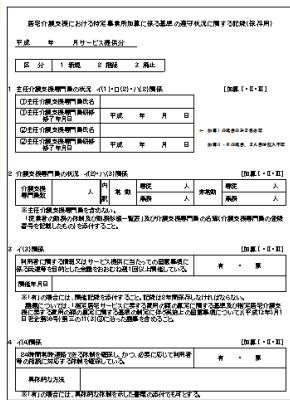


特定事業所加算を取得した居宅介護支援事業所は、基準の遵守状況に関する所定の記録を毎月作成し、2年間保存することが義務付けられています。

### 東京都の場合

ホームページで専用用紙をダウンロードできます。

▼「居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録（保存用）」



居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録（保存用）

作成 年 月 日 作成者 氏名

区分 1 新規 2 再掲 3 再掲

1. 全庁介護支援専門員の状況（11-10）の把握状況 [加算（E-F）項]

① 介護支援専門員数 [把握済] 平成 年 月 日

② 介護支援専門員数 [把握済] 平成 年 月 日

③ 介護支援専門員数 [把握済] 平成 年 月 日

④ 介護支援専門員数 [把握済] 平成 年 月 日

2. 介護支援専門員の状況（11-10）の把握状況 [加算（E-G）項]

介護支援専門員数	人	有期	無期	人	有期	無期	人
介護支援専門員数	人	有期	無期	人	有期	無期	人

※ 主任介護支援専門員を把握しない。  
 ※ 介護支援専門員の人数が把握出来ず、把握出来た介護支援専門員のみを把握した場合は、把握した人数を把握済と記載する。

3. その他事項 [加算（E-H）項]

※ 介護支援専門員数把握状況が「把握済」の場合、把握済と記載する。把握済と記載しない場合は、把握済と記載する。把握済と記載しない場合は、把握済と記載する。

※ 介護支援専門員数把握状況が「把握済」の場合、把握済と記載する。把握済と記載しない場合は、把握済と記載する。把握済と記載しない場合は、把握済と記載する。

4. その他事項 [加算（E-I）項]

※ 介護支援専門員数把握状況が「把握済」の場合、把握済と記載する。把握済と記載しない場合は、把握済と記載する。把握済と記載しない場合は、把握済と記載する。

この様式に毎月記録し、一つでも要件を満たさないことが判明した場合は、速やかに加算取り下げ、または変更の届け出を行わなければなりません。

## ■ Q&Aと留意事項通知等

Q	A
<p>特定事業所加算に「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」が加えられたが、実習受入以外に該当するものは何か。例えば、地域で有志の居宅介護支援事業所が開催する研修会を引き受けるといった場合は含まれるのか。</p> <p>また、実習受入れの際に発生する受入れ経費（消耗品、連絡経費等）は加算の報酬として評価されていると考えてよいか。（実務研修の受入れ費用として、別途、介護支援専門員研修の研修実施機関が負担すべきか否かを検討しているため）</p> <p>27.4.1事務連絡介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（平成27年4月1日）」の送付について</p>	<p>OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修（地域同行型実地研修）や、市町村が実施するケアプラン点検に主任介護支援専門員を同行させるなどの人材育成の取組を想定している。当該事例についても要件に該当し得るが、具体的な研修内容は、都道府県において適切に確認されたい。</p> <p>また、実習受入れの際に発生する受入れ経費（消耗品費、連絡経費等）の取扱いについては、研修実施機関と実習を受け入れる事業所の間で適切に取り決められたい。</p>
<p>特定事業所加算に「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」が加えられたが、この要件は、平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用となっている。新規に加算を取得する事業所又は既に特定事業所加算を取得している事業所は、当該要件は満たしてなくても、平成27年4月から加算を取得できると考えてよいのか。また、適用日に合わせて体制等状況一覧表の届出は必要であるか。</p> <p>27.4.1事務連絡介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（平成27年4月1日）」の送付について</p>	<p>適用日以前は、要件を満たしていなくても加算は取得できる。また、体制等状況一覧表は、適用日の属する月の前月の15日までに届出する必要がある。</p>

## ■Q&Aと留意事項通知等

Q	A
<p>特定事業所加算（Ⅰ）を算定している事業所が、算定要件のいずれかを満たさなくなった場合における特定事業所加算の取扱い及び届出に関する留意事項について。</p> <p>21.4.17介護保険最新情報vol.79平成21年4月改定関係Q&amp;A（vol.2）</p>	<p>特定事業所加算については、月の15日以前に届出を行った場合には届出日の翌月から、16日以降に届出を行った場合には届出日の翌々月から算定することとする。この取扱いについては特定事業所加算（Ⅱ）を算定していた事業所が（Ⅰ）を算定しようとする場合の取扱いも同様である（届出は変更でよい。）</p> <p>また、特定事業所加算を算定する事業所は、届出後も常に要件を満たしている必要があり、要件を満たさなくなった場合は、速やかに廃止の届出を行い、要件を満たさないことが明らかとなったその月から加算の算定はできない取扱いとなっている。</p> <p>ただし、特定事業所加算（Ⅰ）を算定していた事業所であって、例えば、要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が40%以上であることの要件を満たさなくなる場合は、（Ⅰ）の廃止後（Ⅱ）を新規で届け出る必要はなく、（Ⅰ）から（Ⅱ）への変更の届出を行うことで足りるものとし、届出日と関わりなく、（Ⅰ）の要件を満たせなくなったその月から（Ⅱ）の算定を可能であることとする（下図参照）。この場合、国保連合会のデータ処理期間等の関係もあるため速やかに当該届出を行うこと。</p> <p>例：特定事業所加算（Ⅰ）を取得していた事業所において、8月中に算定要件が変動した場合 ○8月の実績において、（Ⅰ）の要件を満たせないケース…8月は要件を満たさない。このため8月から（Ⅰ）の算定はできないため、速やかに（Ⅱ）への変更届を行う。</p>

## ■ Q&Aと留意事項通知等

### 留意事項通知本文

#### 11 特定事業所加算について

<中略>

(3) 厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

<中略>

#### ③ (3) 関係

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」

は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度
- (5) ケアマネジメントに関する技術
- (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- (7) その他必要な事項

イ 議事については、記録を作成し、2年間保存しなければならないこと。

ウ 「定期的」とは、**おおむね**週1回以上であること。

#### ④ (4) 関係

24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることを言うものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

<以下略>

### 要約・補足

体制要件にある「利用者情報等の伝達等を目的とした会議」はおおむね週1回以上開催し、含まなければならない議題が定められています。また、議事録を作成し、2年間保存する必要があります。

体制要件にある「24時間連絡可能な体制」は、介護支援専門員の輪番制による対応等も可能です。

## ■ Q&Aと留意事項通知等

### 留意事項通知本文

#### 11 特定事業所加算について

<中略>

##### ⑤ (5) 関係

要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が40%以上であることについては、毎月その割合を記録しておくこと。なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものであること。

また、(7)の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に(5)の40%要件の枠外として取り扱うことが可能であること(すなわち、当該ケースについては、要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能)。

<中略>

##### ⑩ (11) 関係

協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能で協力が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

<以下略>

### 要約・補足

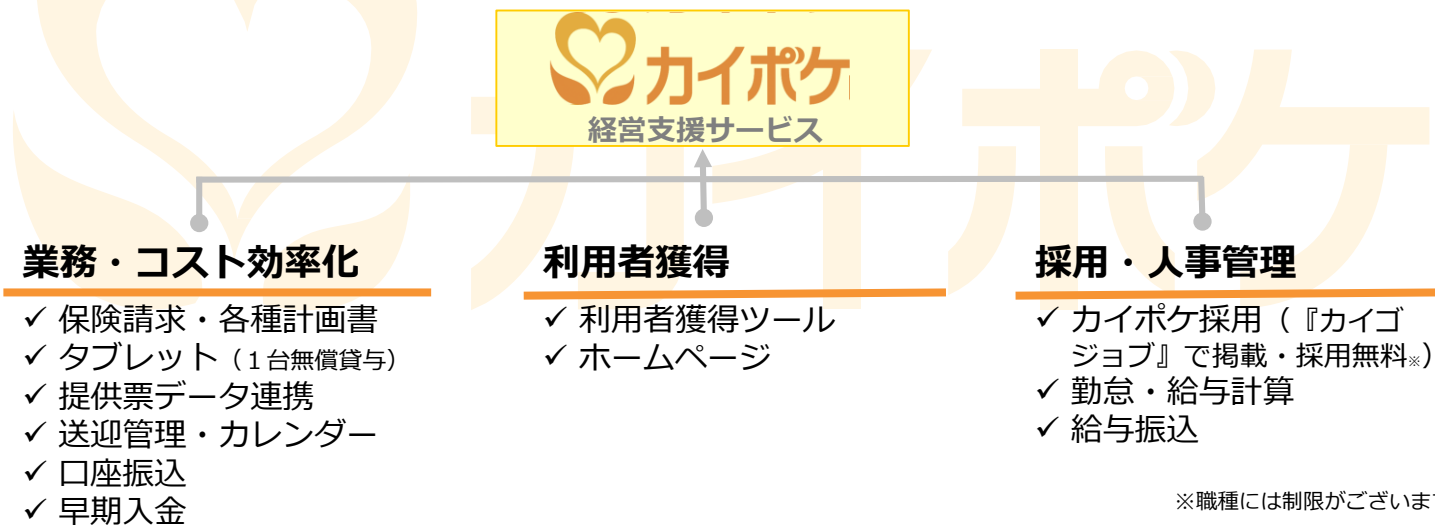
体制要件にある「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること」のうち、地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合は、重度対応要件にある「要介護3～5の利用者の割合が40%以上」の枠外として例外的に取り扱うことが可能です。

体制要件にある「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」は、研修を実施する相手との間で実習受け入れを行うことについて同意していることを書面等によって提示できるようにしておくことが求められます。

## ■おわりに

加算の取得をご検討される事業所様の多くは、より安定した介護経営を目指していることかと思えます。

カイポケは、介護に特化した「経営支援サービス」として、保険請求業務だけでなく、ICT化による業務・コスト効率化や利用者獲得、採用・人事管理と、皆様に様々な形で介護経営を支援するサービスをご提供しています。これを機会に、ぜひ他のサービスのご利用もご検討ください。



## □ 出典・参照元

---

- ・ P4～5

厚生労働省、介護報酬改定に関する省令及び告示「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」、平成27年度介護報酬改定について、参照日2016年8月29日

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080101.html>

- ・ P6

東京都福祉保健局、届出が必要な『加算名等』及び『必要な届出書類』、1居宅介護支援、参照日2016年8月29日

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/1\\_kyotakusien.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/1_kyotakusien.html)

- ・ P9

東京都福祉保健局、【特定事業所加算】基準の遵守状況に関する記録、1居宅介護支援、参照日2016年8月29日

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/1\\_kyotakusien.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/1_kyotakusien.html)

## □ 出典・参照元

・P12～13

厚生労働省、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について、平成27年度介護報酬改定について、参照日2016年8月29日

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080101.html>

本資料は、作成日時点の情報をもとに、これから加算取得を検討される方向けに行政（指定権者）への相談の前提となる大まかな知識を得ていただくことを目的とし作成しています。そのため、関連するQ&Aや解釈通知等を全て網羅しているわけではない点についてご了承ください。

また、加算取得にあたっては、行政それぞれで書式や細かい運用が定められており、本資料の内容は加算取得を保証するものではありません。詳細についてはご自身で行政にお問い合わせください。